

社会福祉法人 仁摩福祉会

職員倫理綱領（介護）

はじめに

私たちが携わる「社会福祉」は、利用者個人の尊厳を確保し、本人の立場に立って適切な福祉サービスを提供するとともに重要な役割を担っています。その職務につく私たちには、人を受容する優しさ、困難に立ち向かう勇気、状況を冷静に判断する力、そして様々な実践が求められています。

この綱領は、こうした職員のあるべき姿の宣言であり、これまで職員個人に委ねられていた行動基準を明文化し、利用者の思いを感じ取り自らの行動を見直すため、介護施設で働くすべての職員が厳守すべき「職員倫理綱領」として定めます。

（個人の尊重）

1. 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者の立場で接するとともに、対等な人間関係をつくります。

（自己決定の尊重）

2. 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重するとともに、自己選択や自己決定を大切にし、自立に向けたサービスを提供します。

（体罰・差別の禁止）

3. 私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障がい、認知症等あらゆる理由において差別しません。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、支援を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（誠実なコミュニケーション）

5. 私たちは、利用者に対して理解する強い気持ちと、節度ある言葉づかいで接します。

（活力ある職場づくり）

6. 私たちは、福祉倫理の向上と確立に努め、良心に従い、誠実かつ平等にその職務を遂行します。

（人間性の向上）

7. 私たちは、常に質の高いサービスが提供できるよう、研修や自己研鑽に努め知識や技術の習得のみならず、人間性の向上を目指します。